

## 懲戒処分に関する取扱規程

### （目的）

第1条 この懲戒処分に関する取扱規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第50条、臨時職員就業規則第64条及び非常勤職員就業規則第63条の規定に基づき、職員の懲戒処分の基準、懲戒委員会、懲戒処分の執行等に関する取扱について必要な事項を定め、もって懲戒処分の公正を期することを目的とする。

### （懲戒処分の基準）

第2条 懲戒処分の基準は、本会就業規則第48条及び第49条、臨時職員就業規則第62条及び第63条、非常勤職員就業規則第61条及び第62条までの規定による。

### （非違行為の報告及び上申）

第3条 当該職員は、非違行為をした時は、速やかに所属長を通じて本会会長に上申するものとする。

2 当該職員が所属する所属長は、懲戒処分の対象となる公私を知り得たときは、遅滞なく事実確認及び当該職員に対する事情聴取を行い、速やかに事務局長を通じて本会会長に上申するものとする。

3 事務局長は、当該職員に非違行為の疑いがあると認めたときは、前項に準じて本会会長に上申できる。

### （懲戒委員会の設置）

第4条 本会は、当該職員の懲戒処分を公正に行うため、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員の構成）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者の内から5名以内をその都度本会会長が任命する。

- （1）副会長
- （2）事務局長
- （3）総務課長
- （4）懲戒処分当該職員の所属する所属長
- （5）その他本会会長が特に必要と認めた者

### （委員長等）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、その都度委員の互選により選任する。

- 2 委員長は委員会の事務を総理し、会議の議長となり、会議を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （委員会の開催）

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、当該職員の処分の対象となるべき事由の存否等について調査し、処分の可否及び程度について審査を行い、その結果を本会会長に答申する。
- 3 委員会は、委員長を含めた委員の3分の2以上の出席をもって開催する。

(委員会の出席停止)

第8条 委員会は委員が次の各号に該当するときは、委員として委員会への出席を禁止する。

- (1) 懲戒処分当該職員であるとき
- (2) 懲戒処分当該職員の被疑事実に関し、特別な関係があるとき

(本人の弁明の機会及び関係者からの意見聴取、出席)

第9条 懲戒処分当該職員は委員会に出席し、被疑事実について弁明することができる。

- 2 委員会は、必要があると認めたときは、懲戒処分審査対象事案の関係者から意見若しくは説明を聞き、又は審査に必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長が関係者の出席を必要と認めたときは、関係者を参考人として委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(調査及び報告)

第10条 委員会に提出された資料で審議を行うことが不十分と認めた場合、又は委員会の議事進行において新たな事実が判明した場合は、委員長は委員に必要な調査を行わせることができる。

- 2 調査を命じられた委員は速やかに調査を実施し、その結果を委員長に報告を行うこととする。

(委員会の決議)

第11条 委員会は、出席委員の過半数の同意（可否同数の場合は議長の決するところとする）により懲戒処分の内容を決議する。

- 2 委員長は、委員会において決議した事項及び会議のてん末について、文書により速やかに本会会長に答申しなければならない。

(議事録)

第12条 委員会において決議した事項については、議事録に記載し、委員長及び出席した委員が記名、押印し総務課で保管する。

- 2 委員会の議事録は原則として非公開とする。

(委員の服務)

第13条 委員及び委員会に関係した者は、委員会においての秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(懲戒処分の決定)

第14条 本会会長は、委員長の答申を受けて、懲戒処分に関する指針を参考にして当該職員の当該非違行為に対する懲戒処分を決定することができる。

(懲戒処分の執行)

第15条 本会会長は、懲戒処分を受ける当該職員に対し、懲戒処分の内容、非違行為、懲戒事由等を書面にて通知し、懲戒処分を執行するものとする。

- 2 本会会長は、懲戒処分を受ける当該職員に対し、必要な指導を行うとともに、非違行為

を反省し、今後非違行為を行わないことの誓約をさせることができる。

(二重処罰の禁止)

第16条 本会は第14条によって決定した懲戒事実については、重ねて懲戒処分を行うことはない。ただし、新たな事実が判明したときにはこの限りではない。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、本会会長の委任を受け、総務課において処理する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。